

○文部科学省令第二十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教職大学院における在学期間の短縮) 第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「単位(学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)」とあるのは「単位」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」とする。	(教職大学院における在学期間の短縮) 第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。